

介護保険制度について

2009年4月現在

■ 介護保険制度とは

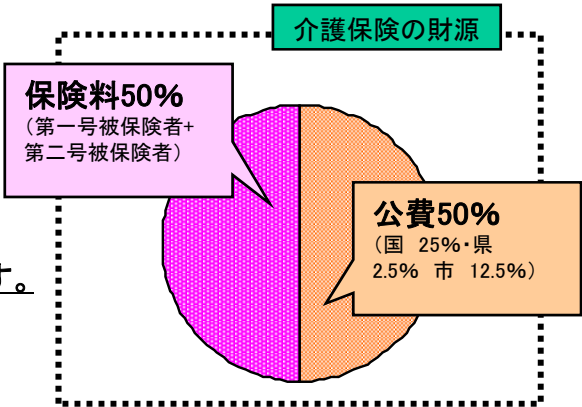
少子高齢化・核家族化が進む日本において、国民の老後の最大の不安である「介護」の問題を、社会全体で支えていくために創設された制度です。

■ 運営主体

市町村・東京23区です。

■ 介護保険の財源

半分以上を公費(国、各県、各市町村からの負担金)で賄い、残りの半分を40歳以上の方から徴収する保険料で賄います。



■ 利用料の負担

原則として、かかった費用の1割を自己負担(9割は保険)です。(保険の上限金額設定あり)

■ 要介護認定

保険給付を受けるためには、市町村の要介護認定を受けることが必要です。要介護認定は全国一律の基準で調査・判定します。

被保険者	要介護認定基準
65歳以上 (第一号被保険者)	身体に障害がある等、日常生活を送る際に支援や介護を必要とする、または要介護状態にならないよう適切なサービスを受けることが必要な場合。 介護度は要支援1・2、要介護1・2・3・4・5の7段階に設定。
40歳以上65歳未満 (第二号被保険者)	老期認知症や脳血管障害など老化に伴う病気(特定疾病)によって介護などが必要になった場合。

■ 介護保険給付対象サービス

要介護認定の区分を基本に、ケアマネジャーと相談し、利用者の選択によりサービスが受けられます。

- ・在宅サービス → 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、デイサービス、ショートステイ、福祉用具貸与・購入、住宅改修 等
- ・施設サービス → 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設 等
- ・地域密着サービス → 小規模多機能ケア、グループホーム、夜間対応訪問介護 等